「長期・短期譲渡所得の特別控除」についての見直し

介護保険制度では、所得等の状況に応じて保険料段階、利用者負担額等の判定を行う仕組みとなっており、地方税法上の「合計所得金額」(収入から必要経費を控除した額)を所得指標として保険料段階等の判定を行っている。

このため、例えば、自宅を売却して新たな住居を購入した場合には手元に譲渡収入が残らないものの、多額の譲渡所得の計上により、合計所得が上昇し、一時的に保険料や利用者負担が上昇する。

下記の例においては、現行は「合計所得金額(2,500万円+80万円=2,580万円)」が所得指標となるが、見直し後は、「合計所得金額(2,580万円)から特別控除額(2,000万円)を控除して得た額(2,580万円-2,000万円=580万円)」が所得指標となる。

